

知立市地域活性化起業人 募集要項

1 募集概要

本業務は知立市（以下「本市」という。）が、総務省の制定する「地域活性化起業人制度（企業派遣型）」を活用し、知立駅周辺エリアプラットフォーム（以下「エリアプラットフォーム」という。）に取り組むことにより、知立駅周辺エリアの魅力向上につながる持続的なまちづくり活動を推進していくことを目的としています。

御協力いただける民間企業（以下「派遣企業」という。）は社員を本市に派遣し、派遣される社員（以下「派遣社員」という。）はそのノウハウやネットワーク、営業力を活用しながら本市のエリアプラットフォームに関わる業務に従事します。

2 業務内容

派遣社員は、派遣企業で培われたまちづくりに関するノウハウや知見を活かして、知立駅周辺エリアの魅力向上につながる持続的なまちづくり活動を推進するために次に掲げる業務に従事します。

- (1) エリアプラットフォーム各種会議の開催業務
- (2) エリアプラットフォーム活動の企画・推進支援業務
- (3) 都市再生推進法人の設立支援業務
- (4) その他、知立駅周辺エリアの魅力向上に資する業務

3 募集人数

1名

4 主たる勤務地

知立市役所企画部まちづくり政策課内

月ごとに市役所開庁日の半数以上の日数を上記で勤務していただきます。

5 派遣形態

派遣企業の身分を有したままとする在籍派遣となります。給与等の支給、社会保険等の対応は派遣企業が行い、年次有給休暇の付与等は、派遣企業の規定に従います。

6 派遣期間

12か月

7 派遣要件

- (1) 次のいずれかを満たし、かつ、入社後3か月以上経過し、現在本市外で勤務する社員であること。

ア 国土利用計画（全国計画）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部（以下「三大都市圏」という。）に所在する株式会社その他総務大臣が認める法人（以下「企業等」という。）に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること。

イ 三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市（以下「指定都市等」という。）に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等

にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。）であること。

(2) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

8 受入時期

令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月まで（具体的な受入開始日は協議の上決定します。）

9 勤務条件

派遣社員の勤務時間、休憩時間、休日等については、本市の条例、規則、その他の規定に従います。

(1) 勤務時間 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

(2) 休憩時間 12 時 00 分から 13 時 00 分まで

(3) 休 日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

10 費用負担

派遣社員の給与、賞与及び諸手当は、派遣企業の定める支給基準に従い、派遣企業が派遣社員に直接支給します。また、派遣社員の派遣、従事に要する費用として、本市が派遣企業に対し、年額 610 万円を限度に負担金をお支払いします。なお、派遣開始が年度途中の場合は月割（千円未満切捨）とします。

11 応募方法

(1) 応募フォーム（<https://logoform.jp/form/H73k/1778612>）からお申し込みください。

応募に際しては、以下の書類の添付が必要です。

①派遣企業の概要がわかる書類（任意様式）

②派遣社員の職務経歴書（任意様式）

③企画提案書（任意様式）

(2) 応募書類提出期限

令和 8 年 11 月 19 日（木）23 時 59 分まで（必着）

(3) 質問受付

① 受付期間

令和 8 年 11 月 9 日（月）正午まで

② 質問方法

質問フォーム（<https://logoform.jp/form/H73k/1803563>）から質問してください。

電話・口頭・FAX・メール等での質問は受け付けません。

③ 回 答

質問に対する回答は、令和 8 年 11 月 13 日（金）までにホームページ

（<https://www.city.chiryu.aichi.jp/soshiki/kikaku/machi-seisaku/boshu/20096.html>）上に掲載します。なお、質問の内容により、選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがあります。

(4) 提出・問合せ先

知立市企画部まちづくり政策課まちづくり政策係

〒472-8666 愛知県知立市広見三丁目1番地

TEL : 0566-95-0141

E-mail : machi-seisaku@city.chiryu.lg.jp

12 応募後の流れ

提出書類の内容及び面談等により派遣企業を決定します。合否通知につきましては、電子メールにて通知します。決定後、派遣企業の御担当者様と派遣要件、費用負担等について詳細な協議を行い、協議内容に基づく協定書を作成します。本市と派遣企業で双方合意の上協定を締結し、派遣業務を開始します。

13 留意事項

- (1) 地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度推進要綱」に定めるところによります。
- (2) 知立駅周辺エリアプラットフォームについては、ホームページ (<https://www.city.chiryu.aichi.jp/soshiki/kikaku/machi-seisaku/gyomu/areaplatform/index.html>) を御確認ください。
- (3) 募集に対する応募に関する一切の費用は、応募する企業等の負担とします。
- (4) 提出された申出書等の書類は返却いたしません。
- (5) 申出等の審査内容及び審査経過は原則として公表しません。
- (6) 審査結果について、一切の異議申立てをできないものとします。